

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県福祉用具センター	
所管課	健康寿命推進課	
現行指定管理者	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	
設置年月	平成9年1月	
所在地	草津市笠山七丁目8-138	
設置目的	明るく活力のある長寿社会づくりを推進するとともに、高齢者や障害者に適合した福祉用具の普及を通じ、自立と社会参加の促進および介護者の負担軽減を図る。	
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地：長寿社会福祉センター併設 (長寿社会福祉センターの敷地面積：23,860.21㎡) ○建物延床面積：1,493.42㎡ ○設備：工作室、事務室、研修室、介護機器展示室、活動室等 ○展示品：約620点 ○年間延利用人数：令和3年度2,361人 	
管理経費(令4見込額)	55,252千円	
財源内訳	利用料金収入(令4見込額)	1,295千円
	指定管理料(令4予算額)	53,957千円
	その他収入(令4見込額)	0千円
指定管理者制度選考方針	経過	平成17年に指定管理者を公募(応募者は一者)、期間は5年間(H18.4.1-H23.3.31) 平成22年に非公募で指定管理者を指定、期間は2年間(H23.4.1-H25.3.31) 平成24年に指定管理者を公募(応募は二者)、期間は5年間(H25.4.1-H30.3.31) 平成29年に指定管理を公募(応募は一者)、期間は5年間(H30.4.1-R5.3.31)
	方針	引き続き公募とする。 指定管理期間については、県立長寿社会福祉センター(指定期間：R3.4.1-R8.3.31)との一体的な指定管理を検討するため3年間とする。
	募集方法	公募
	指定単位	単独
	指定期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日の3年間
備考		